

バーチャルPPAにおける非化石価値を受け取る権利等を分析

ASBJ、実務対応専門委

去る11月11日、企業会計基準委員会が、第163回実務対応専門委員会を開催した。

第535回親委員会(2024年11月20日号(No.1727)情報ダイジェスト参照)に引き続き、バーチャルPPAの会計上の取扱いについて審議が行われた。

主な審議事項は次のとおり。需要家が非化石価値を受け取る権利に関する会計処理

事務局は、非化石価値を受け取る権利を次の各段階に分けて分析した。

- (1) 非化石価値を受け取る権利が生じているものの、数量等が未確定の段階
- (2) 受け取るようになる非化石価値の数量等が確定した段階
- (3) 非化石価値が需要家の口座に移転した段階
- (4) 需要家が口座から非化石価値を証書化した段階

分析を踏まえ、事務局は、(2)の段階において次の会計処理を

行うことを提案した。

- ① 非化石価値について費用処理を行う
- ② 対価の支払義務を計上する

専門委員から賛同の声が聞かれた一方、「発電時などもう少し早いタイミングでの会計処理も検討したほうがよいのではないか」との意見も聞かれた。

対価が差金決済の場合の追加的な論点

事務局は、対価が差金決済の場合においては、「対価Ⅱ(固定価格(PPA契約価格)ー卸電力市場価格)×発電量」で決定されることが一般的であるとし、バーチャルPPAの需要家のコストは市場価格および電気料金の単価によって変わり、支払額がマイナスとなる場合も生じ得るとした。

そこで事務局は、非化石価値の対価が差金決済の場合で、対価がマイナスとなるときは、費用からの控除を定めることを提

案した。

専門委員からは、異論は聞かれなかった。

開示の検討

第51回企業会計基準諮問会議(2024年8月10日号(No.1718)情報ダイジェスト参照)において聞かれていた、財務諸表において取引のリスクをどのように開示するか検討すべきなどの意見を踏まえて、事務局はまず、開示目的を定めることが考えられるとした。

そのうえで、開示目的を達成するため、本プロジェクトが対象とする契約が当期の財務諸表に与える影響および当該影響がどのような契約から生じているかを理解するための基礎となる情報の開示を行うこととした。

以上を踏まえ、事務局は次のような開示項目の提案を行った。

- ① 契約の概要
- ② 当期の費用計上額(当会計期間末において費用がマイナスとなる場合は、その金額)

専門委員からは、おおむね賛意が聞かれた。

今月の税務

日付	項目	備考・コメント
12月10日(火)まで	① 源泉所得税および特別徴収住民税の納付(令和6年11月分)	① 源泉所得税には復興特別所得税の額を含む。
本年最後の給与支給日の前日まで	② 給与所得の年末調整	
令和7年1月6日(月)まで (12月末日期限は年末・年始につき令和7年1月6日(月)となる)	③ 法人の確定申告、納付、延納の届出(令和6年10月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税(法人事業所税)・法人住民税 ④ 申告期限延長承認法人の法人税確定申告 1カ月延長法人(令和6年9月期) 2カ月延長法人(令和6年8月期) ⑤ 消費税・地方消費税確定申告(1カ月ごと)(10月期) ⑥ 消費税・地方消費税確定申告(3カ月ごと)(1月、4月、7月、10月期) ⑦ 法人の中間申告(半期・4月期) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税 ⑧ 消費税・地方消費税の中間申告納付 直前期年税額4,800万円超のとき 1カ月ごと(10月期を除く) 直前期年税額400万円超のとき 3カ月ごと(1月、4月、7月期)	③~⑧ 法人の事業年度(課税期間)の終了日は各月末日とする。 ⑤、⑥ 消費税課税期間の短縮特例は適用後2年間継続が要件である。
12月中の市町村条例で定める日まで	⑨ 固定資産税(都市計画税)の第3期分の納付	

IFRS9号の減損の定め等の取り入れ方、検討 ― ASBJ、金融商品専門委

去る11月12日、企業会計基準

委員会が、第228回金融商品専門委員会を開催した。

金融資産の減損について、審議が行われた。主な審議事項は次のとおり。

ステップ5における未収金・貸付金等の取扱い

第528回親委員会(2024年7月10日号(No.1715))情報ダイジェスト参照)にて、ステップ5(一般事業会社に対する検討)において、あらためて検討するとしていた次の金融資産の取扱いについて審議が行われた。

(1) 未収金

未収金についてIFRS9号「金融商品」の単純化したアプローチの対象とするか検討が行われた。

事務局から、国際的な会計基準と異なるものとなること、未収金の満期の大半が1年未満とすると、全期間の予想信用損失と12カ月の予想信用損失と同額になることを理由に、単純化したアプローチの対象としないとする提案が示された。

(2) 貸付金等

貸付金等については、ステップ4の検討後にあらためて検討するとしており、同一の会社等の集団に属する他の会社等に対する貸付等や建設協力金について、ステップ5独自のオプションとして、単純化したアプローチの対象とすかどうか検討された。

分析の結果、その必要性が乏しいとして、ステップ5独自のオプションを設けないとの提案が示された。

* 専門委員会からは、特段異論は聞かれなかった。

減損の定め等の対象に関する検討

前回専門委員会(2024年11月10日号(No.1726))情報ダイジェスト参照)等で、IFRS9号の減損に関する定め(5.5.1項〜5.5.20項)の取り入れ方について、次の観点から峻別する提案がされていた。

- ① ステップ2と4で共通する

会計・監査・開示 来し方行く末

上場企業に対する規制等② ― 11 金融商品取引法(不正取引規制①) ― 市川 育義

公認会計士

今回から金融商品取引法における不正取引規制を取り上げる。

投資家が安心して有価証券を売買できる資本市場を確保し維持していくためには、開示規制や業者規制だけでは十分ではなく、投資者に不測の損害をもたらすような行為や取引(不正取引)を厳重に規制することが必要である。

不正取引には、主に、「風説の流布、偽計、相場操縦(今回説明)や「インサイダー取引(次回説明)がある。いずれも、自ら利益を得るために実施される不正な取引といえるものであるが、基本的に、前者は他人を巻き込むことを意図しているのに対し、後者は内部情報の公表前に他人を差し置いて抜け駆けする(公平性の欠如)といった違いがあるものと考えられる。

いずれにしろ、不正取引は資本市場の根幹を揺るがしかねない重大な事案であることから、金融商品取引法においては、一定の取引等を禁止することも、厳正に対応することとして、行政処分や罰則が設けられている。

なお、以下の説明は、基本的に証券取引等監視委員会のHP内に

の「不正取引について」に基づいている。

① 風説の流布

風説の流布として禁止されている行為は、有価証券の募集、売買等のため、もしくは相場の変動を図る目的をもって、風説(つわさ、合理的な根拠のない風評等)を流布(不特定または多数の者に伝達)することとされている(金商法158)。

事例としては、自ら保有する銘柄の株式を高値で売却するため、インターネット上の電子掲示板などに虚偽の情報を掲載し、不特定多数の者が閲覧できる状態に置き、それをみた投資家が同株式を買い付けることにより株価が上昇したところで、同株式を売却して不当な利益を得たものがある。

② 偽計

偽計として禁止されている行為は、有価証券の募集、売買等のため、もしくは相場の変動を図る目的をもって、他人に錯誤を生じさせる詐欺的ないし不正な策略、手段を用いることとされている(金商法158)。

事例としては、自らが支配するファンドが引き受ける新株を高値で売却するため、上場会社に

自らが支配するファンドを引受先として第三者割当増資を行わせるとともに、当該増資により払い込まれた株式払込金をただちに社外に流出させたにもかかわらず、当該上場会社に資本増強を図られたとの虚偽の公表を行

わせ、株価を維持上昇させたいえで、取得した株式を売却して利益を得たものがある。

③ 相場操縦

相場操縦として禁止されている行為は、市場において相場を人為的に変動させるにもかかわらず、その相場があたかも自然の需給によって形成されたものであるかのように他人を誤解させるなどによって自己の利益を図ろうとする行為とされている。

相場操縦には、仮装・馴合売買(金商法159①)、変動操作取引(同②)、違法な安定操作取引(同③)があるが、このうち仮装売買の事例としては、自ら保有する銘柄の株式の売買が繁盛に行われているとの誤解を他人に生じさせる目的をもって、自己の注文同士で売買をし、これによって誘引された投資家が同株式を買い付けることにより株価が上昇したところで、同株式を売却して不当な利益を得たものがある。

(図表) IFRS9号の取り入れ方についての事務局提案

項番	内容	事務局提案
5.5.1	予想信用損失モデルの対象となる金融商品	
	・償却原価で測定する金融資産およびFVOCIで測定する金融資産	償却原価を貸付金の原則的な測定方法とするかについては、分類・測定の検討と合わせて検討。満期保有目的の債券とその他の有価証券に分類される債券は、予想信用損失モデルの対象とするかの結論が出た後に検討
	・リース債権	リース債権は①。リース投資資産は③でリース会計基準を必要に応じて見直す
	・契約資産	③。債権の取扱いに準じて処理する旨を収益認識基準において定める
5.5.2	FVOCIで測定される金融資産への減損の要求事項の適用	予想信用損失の対象の検討終了後に検討
5.5.3	信用リスクの著しい増大(SICR)が生じている金融資産の損失評価引当金	①
5.5.4	減損の要求事項の目的	①
5.5.5	SICRが生じていない金融資産の損失評価引当金	①
5.5.6	ローン・コミットメント、金融保証契約の減損適用のタイミング	②
5.5.7	過去にSICRが生じた金融商品についてSICRが解消した場合	①
5.5.8	損失評価引当金計上に必要な予想信用損失等の損益計上	③
5.5.9	SICR評価の際に考慮すべき事項	①
5.5.10	信用リスクが低いと判断される金融資産のSICRの推定	①
5.5.11	SICR判定の際における期日経過の情報の取扱い	②
5.5.12	契約上のCFが再交渉または条件変更等された場合のSICR判定	③
5.5.13	購入または組成した信用減算金融資産の例外規定	①
5.5.14	購入または組成した信用減算金融資産の予想信用損失変動額の損益計上	③
5.5.15	営業債権、契約資産およびリース債権の単純化したアプローチ	①
5.5.16	5.5.15項の会計方針の選択	②
5.5.17	予想信用損失を見積る際に反映しなければならない要素	②
5.5.18		②
5.5.19	予想信用損失の測定に関する詳細な定め	②
5.5.20		②

IFRS9号の各項について、

- ① ①にも②にも当てはまらない事項↓取り入れない
- ② その他の定め↓新たに開発する適用指針に取り入れる
- ③ ①にも②にも当てはまらない事項↓取り入れない

内容↓金融商品会計基準に取り入れる
 具体的な取り入れ方が図表のように提案された。
 専門委員からは、おおよそ賛意が聞かれたが、「5.5・17項はIFRSでも太字で書かれており、重要性が高い。①が正しいのでは」との意見が聞かれた。

国際会計 損益計算書の費用の分解の開示に関するASU、公表—FASB

去る11月4日、FASBは会計基準アップデート(ASU) 2024-03「損益計算書—包括利益の報告—費用の分解開示(サブトピック220-40)」を公表した。

ASUの内容

このASUは、企業の費用の開示の改善と投資家からの費用についてのより詳細な情報提供の要望への対応を目的としたものである。

ASUは、「包括利益の報告—費用の分解開示(サブトピック220-40)」を新設し、財務諸表の注記で、重要な費用科目(relevant expense captions)(売上原価、販売費及び一般管理費、試験研究費など)に関する情報を各年次報告期間等に開示することを求めている。

具体的には、次の事項が求められる。

- ・重要な費用科目に含まれる次の項目を開示する。
- (a) 棚卸資産の購入
- (b) 従業員報酬

- (c) 減価償却費
 - (d) 無形資産の償却費
 - (e) 石油・ガス生産活動の一部として認識される減価償却費・減耗償却費・償却費
- ・現行のGAAPに基づき開示が求められている特定の金額を、他の分解要求として、要求された同じ開示に含める(ASUは、現行の開示を変更または削除していない)。

・定量的に個別に開示されていない重要な費用科目の残額(その他)について、定性的な説明を開示する。
 ・「販売費」の総額を開示し、販売費用の定義(年度のみ)を開示する。

企業が、投資家の意思決定に有用な情報を提供すると思われる任意の追加の開示を提供することは妨げられない。
適用関係
 ASUは2026年12月16日以降開始年度から適用され、早期適用は認められる。

金融 トランプ次期政権とFRBの異なる視点

11月5日の米大統領選の直後に開かれた米連邦準備制度理事会(FRB)の米連邦公開市場委員会(FOMC)は、政策金利を0.25ポイント引き下げ、年率4.50-4.75%とすることを決めた。パウエル議長は、今回の利下げは経済成長を維持し、インフレ率を目標の2%に向けて抑制するための「再調整」であり、この措置により経済と雇用の強さを確保し、インフレ圧力を持続的に緩和できると説明した。また、「経済活動は堅調で、労働市場の引き締めは若干和らいでいる」と述べ、インフレ率(CEDEFレーター)が前年比2.1%に低下した現状に一定の満足感を示しつつも、「今後のデータに基づき、次回以降の会合で判断する」と、慎重な姿勢を崩していない。
 トランプ氏が次期大統領に選ばれたことによる政策への影響

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考	掲載号
2024年11月8日	記述情報の開示の好事例集2024(第1弾)	金融庁	2023年1月の改正開示府令において新設された有価証券報告書の記載項目(サステナビリティに関する考え方及び取組)の「全般的要求事項」および「個別テーマ」に関して、参考となる開示例を取りまとめたもの。今後、気候変動関連等、人的資本、多様性および人権等のテーマを追加し、更新される予定。 https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20241108.html	—
2024年11月12日	ケース・スタディ委員会「『監査役会等の実効性評価』の実施と開示の状況」	監査役協会	CGコード改訂において、取締役会全体の実効性評価の開示が盛り込まれ、監査役会にも同様の評価の実施により十分な機能発揮につなげることが考えられるとされたこと、開示府令改正において、監査役等の活動状況として「具体的な検討内容」の記載が求められるようになったことを受けて、会員へのアンケート結果や有報の開示内容の調査をもとに、監査役等の実効性評価の取組みに関して提言を取りまとめたもの。 https://www.kansa.or.jp/support/library/post-13728/	—
2024年11月12日	株主提案権に係る実務(advanced)	全株懇	近時の株主総会で、株主提案の件数増加や、気候変動、人権に関する提案などの提案の多様化が進んでいるなか、企業が株主提案権の行使を受けるに際しての基本的な対処方法等を取りまとめて2018年に公表した「株主提案権に係る実務」を、法改正を含めてあらためて俯瞰し、株主提案権の行使に係る現実的対応として有用と思われる事項をまとめたもの。 https://www.kabukon.tokyo/data/data/suggestion/suggestion_2024_01.pdf	—

証券

トランプ大統領の経済政策と株価

について、パウエル議長は「選挙結果が短期的に政策決定に影響を与えることはない」と断言した。経済政策に対して「予測も憶測もしない」と述べ、政治的な変化が短期的にFRBの独立性や金融政策に影響を及ぼすことはないという強い姿勢を示した。さらにトランプ氏に辞任を求められた際の対応については「辞任しない」と明確に応答し、FRBの独立性と議長の法的な任期の重要性を再確認した。

共和党候補のトランプ前大統領が民主党候補のハリス副大統領を破り、大統領への返り咲きを決めた。選挙期間中、常に両者の大接戦が報じられてきただけに、選挙人の数でも全体の得票数でもハリス氏に大差をつけた圧勝は驚きだった。

米国以外の市場をみると、トランプ経済政策は各国経済・金融に複雑な影響を及ぼすため、株価の反応も一様ではない。主要国市場の多くは株価が横ばいか下落気味で推移している。日本市場は例外的に米市場に連動して上昇トレンドを示しているが、米市場ほどの力強さはない。

こうした発言から、パウエル議長がFRBの独立性を守り、政治的圧力に左右されずに経済データに基づいた慎重な政策運営を行う決意を強調していることがわかる。次期政権の大規模な財政政策は長期金利の上昇要因であり、今後の財政赤字拡大や経済成長期待によるインフレへの悪影響もある。だが、パウエル議長は、「政策が経済に与える影響が持続的でない限り、政策判断に反映する必要はない」と述べた。これらの姿勢から、トランプ次期大統領の成長重視の政策とFRBのデータ主義の間で緊張が生じる可能性がある。

彼の圧勝、再選の背景には、生活苦や格差拡大などに起因する米国民の不満拡大、支持政党の変更が指摘される。トランプ氏はアメリカ・ファーストというスローガンのもと、関税の大幅な引上げや法人税・個人所得税の減税、米国内での製造業復活、雇用促進などを訴え、新たな支持者の獲得に成功した。

日米の株価の今後については、来年1月に就任するトランプ新大統領がこれまで発言してきた経済政策をいつ、どこまで実施していくかに大きく影響されよう。トランプ氏の政策姿勢は予測不能と評価されてきた。選挙の結果を受け、米国のインフレ、景気実勢について、米連邦準備制度理事会(FRB)が想定してきたソフトランディングの可能性が低下するのではないかと指摘がある。それが進むと利下げの計画が先延ばしとなり、強権的な新大統領がFRBに介入するという懸念が生じる。株式市場はそれを嫌って、株価は急落する。大統領の積極的な姿勢が株価を支援するとは限らないのである。

FRBは政治的なプレッシャーを排除し、データに基づく金融政策を維持できるか注目される。

株価上昇を実現した経験からトランプ当選を歓迎し、米株価は選挙後、騰勢を強めている。

FRBは政治的なプレッシャーを排除し、データに基づく金融政策を維持できるか注目される。